

Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

欧州インタビューサマリー

1. 新型コロナウイルスによる影響を受けて、EU 及び欧州各国の競争当局は、消費者に必需品が届くようにするため協調行為を一定程度認めるとしている一方、不当な値上げなど競争法違反の監視を強化する姿勢を見せている。
2. カルテルは欧州での競争法の執行で高いプライオリティーを保っており、2019 年の欧州委員会のカルテルに対する制裁金は計 15 億ユーロに達した。執行の対象は、価格拘束や談合といった旧来型のカルテルに加え、購入カルテル、研究開発における合意などの新分野にも広がっている。また、米国と同様、引抜禁止や賃金水準の合意といった雇用に関わるカルテルも調査対象となる可能性がある。
3. 流通における縦型の関係では、この 2 年は執行のプライオリティーが高くなった。日系企業に対する執行も目立ち、昨年サンリオによる販売地域制限に対して 600 万ユーロを超える制裁金を課した例や、一昨年の日系 2 社を含む家電メーカー 4 社による再販売価格維持に対して計 1 億 1100 万ユーロの制裁金を課した例があった。
4. 企業結合分野では、現在の困難な状況において、当局の審査に遅れが生じているため、M&A においては日程への注意が必要だ。当局の動きとしては、手続の完了を待たずに企業結合を行ういわゆるガンジャンピング等、届出手続の違反への制裁を強めている。昨年、欧州委員会は、キャノンによる東芝メディカルの買収で 2800 万ユーロの制裁金が課したほか、2018 年にはガンジャンピングとしては最高額の 1 億 2450 万ユーロの制裁金を課した。2019 年には結合審査における不正確な情報提供に対して 5200 万ユーロの制裁金を課した例があった。
5. 英国の EU 脱退後も、2020 年 12 月 31 日までの移行期間中は、これまで通り欧州委員会が英国を含む欧州に関わる競争法違反や企業結合を一括して取り扱う。移行期間中に開始した手続であれば移行期間後も引き続き欧州委員会が取り扱う。